

# 普通預金（じょうほく教育資金贈与専用口座）

令和6年4月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金（じょうほく教育資金贈与専用口座）</li> <li>※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>
2. 対象となる預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金</li> <li>・当預金はA T M・城北インターネットバンキングでのお取引、口座振替でのお引き出しおよび振込でのお預入れはお取り扱いいたしません。</li> <li>・口座開設時に教育資金贈与税非課税措置に関する特約を締結させていただきます。</li> </ul>
3. 商品コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・000704</li> </ul>
4. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直系尊属（曾祖父母さま、祖父母さま、父母さま等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人（お子さま、お孫さま、ひ孫さま等）</li> <li>※贈与時の受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、教育資金の一括贈与非課税措置の適用ができなくなり、本口座はご利用いただけません。（平成31年度税制改正）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・他金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul>
5. 預入期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年3月31日（火）まで</li> </ul>
6. 口座開設方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の窓口で口座を開設していただきます。</li> </ul>
7. 預入 (1) 預入方法  (2) 最低預入金額 (3) 預入限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設店舗の窓口で随時お預入れいただけます。</li> <li>※贈与契約書の締結日から2カ月以内に直系尊属から贈与された金銭をお預入れいただきます。</li> <li>※お預入れにあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫にご提出いただきます。</li> <li>・10万円以上1円単位</li> <li>・1,500万円（利息は預入限度額に含みません）</li> </ul>
8. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫本支店窓口</li> <li>・原則として預金者（受贈者：お子さま、お孫さま、ひ孫さま等）の教育資金の支払いにあてる場合に限りお引き出しが出来ます。</li> <li>※専用口座からお引き出しする資金が教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等<sup>原本</sup>を窓口にご提出いただきます。なお、領収書等<sup>原本</sup>のご提出がないお引き出しや教育資金以外のお引き出し等につきましては非課税措置の適用を受けることができません。</li> <li>※令和1年7月1日以降に支払われる教育資金の範囲は、受贈者が23歳以上の場合、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用（習い事等は対象外）に限定されます。（平成31年度税制改正）</li> <li>・平成28年1月1日～「お引き出しにかかる手続きの簡素化について」1回の支払金額が1万円以下で、かつ、1年当たりの支払金額の合計額が24万円以下の場合には、領収書等に代えて、教育資金の内訳などを記載した明細書（支払額、支払年月日、支払先の氏名又は名称、住所又は所在地、支払の内容、その他参考となるべき事項等）を提出することでお引き出しいただけます。</li> </ul>
9. 利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> </ul>

(2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金へ組み入れます。</li> <li>・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした1年を 365 日とする日割計算です。</li> </ul>
10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお利息は 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）</li> <li>※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。</li> </ul>
11. 口座開設手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1口座につき5,500円</li> </ul>
12. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優のお取扱いができます。</li> </ul>
13. その他の特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税措置の対象となる教育資金の支払いに対し、当金庫窓口にて本専用口座よりお振込み手続きをされる場合は振込手数料を無料といたします。</li> </ul>
14. 口座解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として中途解約はできません。ただし、預金者（受贈者）が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高がなくなり特約終了の合意があった場合には、ただちにご解約いただきます。</li> <li>※①について、令和 1 年 7 月 1 日以降に受贈者が 30 歳に達する場合には、在学中であることを条件に 40 歳まで引き上げになりました。（平成 31 年度税制改正）</li> </ul>
15. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。</li> <li>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金管理契約期間中に贈与者が亡くなった場合、受贈者が23歳未満である場合等を除き、本預金残高を含む教育資金管理残高（以下、管理残高と言います。）が相続財産に加算されます。受贈者が23歳未満である場合等であっても、亡くなった贈与者の相続税の課税価格の合計額が「5億円」を超えるときは、管理残高を受贈者が贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされます。</li> <li>※「23歳未満である場合等」とは以下のイ～ハを指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 受贈者が23歳未満である場合</li> <li>ロ. 受贈者が学校等に在学している場合</li> <li>ハ. 受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</li> </ul> </li> </ul>

	<p>※受贈者が23歳未満である場合等に該当しないときは、相続税の課税価格の合計額にかかわらず、管理残高が相続財産に加算されます。</p> <p>※平成31年3月31日以前に取得したもの、および同年4月1日から令和3年3月31日までに取得したもののうち、贈与者からその死亡前3年以内に所得したものではないものに対応する管理残高については、相続税に加算されません。</p> <p>※詳細は、文科省「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&amp;A」Q6-1～6-3を参照してください。</p>
<p><b>18. 預金保険の付保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)。</li> </ul>